

行政と事業者の協力による 長距離通学者の負担軽減と 定期券の利便性向上による バス利用促進

平成23年7月16日 JCOMM発表資料

国際興業株式会社 運輸事業部
野田 悟・後藤 崇輔

飯能地区の状況

- 飯能地区＝市街地から西部の山間地域(旧:名栗村)方面へ市域が展開
- バス路線＝飯能駅を起点に山間部へ長大路線が存在(最長:27.3km)
- 公共交通は路線バスのみ、旧村内に高校はなし⇒通学輸送の割合が比較的、大きい
- 飯能駅(標高約100m)、名栗車庫(標高約260m)、区間距離＝21.5km

バス通学の課題

- 通学定期代(後述する「通学1年定期券」を利用しても)の家計の負担が大きかった
 - ⇒自転車通学、自家用車の送迎
 - ⇒下宿生活、一家で転居する家庭も
- バスの通学利用者は減少傾向にあった
 - ↓
- 利用者の多くを占める高校生の「バス離れ」はバス路線自体の存続にかかわる問題

従前の通学定期券

- 平成13年より大幅割引の「通学1年定期券（ばすく～る365）」を発売中（通常運賃額での往復130日分）
- 最高790円区間：通学一年定期：205,400円
通学三ヶ月定期：62,590円
- 「通学一年定期券」は割引率は高いが、一枚モノ⇒紛失のリスク
- あえて三ヶ月定期券等を購入するケースも
- 通学定期代金は全て保護者負担

行政と事業者の協力

- 市の課題＝山間部の人口減少、バス路線の廃止・減便
- 事業者の課題＝バスの利用者数の減少、不採算運行化



- 飯能市と事業者が連携・協力
- 市＝10万円を超える市内バス通学定期代について10万円を超える部分の1/2を保護者に支援(対象: 高校卒業まで)する「高額通学費補助制度」を新設
- 事業者＝「通学1年定期券」でありながら、4券片に分かれた「通学特別地区特殊定期券」を発売

「高額通学費補助制度」の内容

- まず、個人で定期券をバス会社から購入
- 保護者名にて「飯能市高等学校通学費補助金交付申請書」と「請求書」に「学生証の写し」と「定期券の写し」を添えて市に提出
- 市から「補助金交付決定通知書」の発送、請求口座への補助金の振込み（申請後、通常1ヶ月～1ヶ月半程度）
- 最高額：205,400円の場合、55,400円を補助

「通学特別地区特殊定期券」の内容

- 4券片(6月末、9月末、12月末、3月末)に分かれた定期券(紛失時の家計負担を軽減)
- 発売金額は従来の通学1年定期券と同額
- 通用期間に有効な券片を提示すれば通常の定期券と同じ扱い
- 払戻しには飯能市指定の証明書が必要

発売状況(1)

- 平成22年度(4分割方式発売初年度)
通学一年定期券(3月・4月)発売状況 《カッコ内は前年の数値》
〔4分割方式〕 130枚、17,126千円 《 0枚、 0千円》
〔従来券〕 411枚、21,030千円 《480枚、30,596千円》
〔合計〕 541枚、38,156千円 《480枚、30,596千円》
対前年：枚数12.7%増、金額24.7%増
※ 従来券のみだった前年に比べて大幅に増加
～この期間の普通定期券(1ヶ月券・3ヶ月券)
454枚、9,991千円 《415枚、9,670千円》
(通勤定期券・通学定期券の合計)
対前年：枚数9.4%増、金額3.3%増

発売状況(2)

- 平成23年度
通学一年定期券(3月・4月)発売状況 《カッコ内は前年の数値》
〔4分割方式〕 151枚、19,984千円 《130枚、17,126千円》
〔従来券〕 424枚、22,278千円 《411枚、21,030千円》
〔合計〕 575枚、42,262千円 《541枚、38,156千円》
対前年：枚数 6.3%増、金額10.8%増
【導入前】対前々年：枚数19.8%増、金額38.1%増
～この期間の普通定期券(1ヶ月券・3ヶ月券)
422枚、9,523千円 《454枚、9,991千円》
(通勤定期券・通学定期券の合計)
対前年：枚数7.0%減、金額4.7%減
【導入前】対前々年：枚数1.7%増、金額1.5%減

導入効果

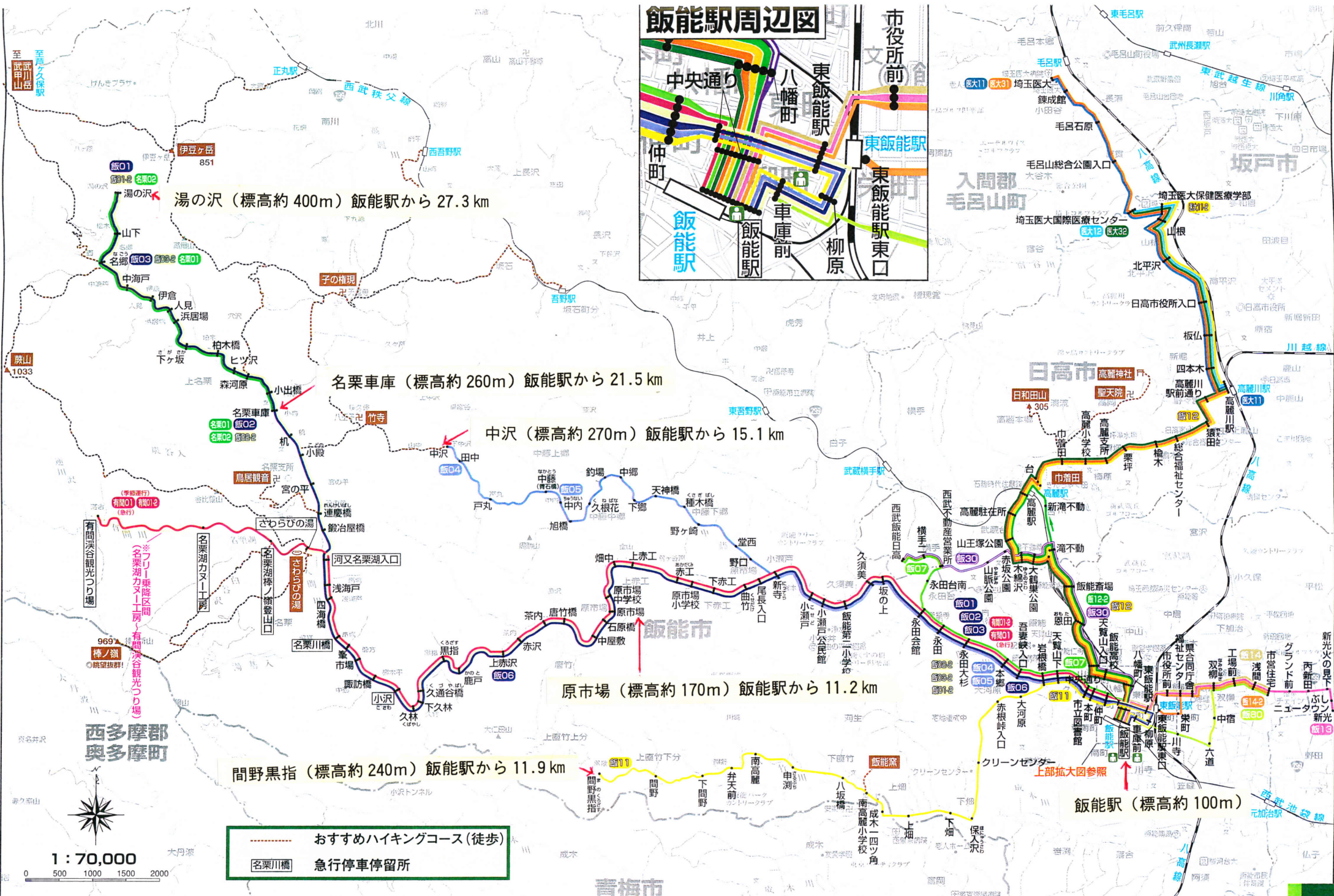
- 通学輸送の「バス離れ」をある程度、食い止める事が出来た
⇒不採算路線の維持・存続に寄与
- 山間部からの若年層の流失防止に寄与した
⇒山間部の地域の活力維持に繋がった
- 高校生を抱える家計の負担軽減が図られた
⇒定期券購入者に対する補助とすることで、住民に対しても公的補助があることを認識させる効果があった
- 払戻しを原則不可とすることで、年度途中での安易な理由による通学手段の変更（一般的には私的交通手段への変更）を無くすことが出来た
- マイカー送迎や自転車通学からバス通学へ転移する動機付けとなった

まとめ

- 過疎地域の路線バスでは通学輸送の占める割合は大きい⇒人口減への対応や路線の維持存続が経営上の大きな課題となっている
- 本件はその両方を同時に解決を図ろうとするもの⇒「住民・地域・行政・事業者」の四方よしの施策
- 実践的な「学校教育MM」⇒卒業後も公共交通を利用しようとする意識付けとなりうる
- 汎用可能な補助制度⇒同様の事例が茨城県常陸太田市でも本年度から始まる(常陸太田市高校生バス通学用定期券購入助成金)

むすび

- 本件は飯能市とバス事業者のトップ同士のコミュニケーションによって実現された
- 財政的、時間的な制約が多い中、新年度に間に合わせるため、両者が尽力
- 行政と事業者の協力体制がより強固になると共に、バス事業に対する行政側の理解が深まった
- 今後も行政と事業者が協力することでバス利用促進を図って行きたい



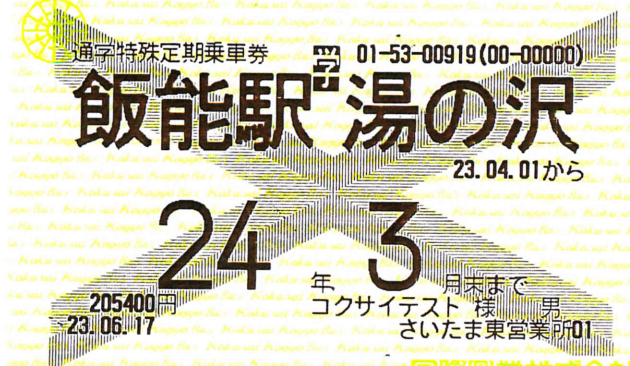
「通学特別地区特殊定期券」…4分割方式 大きさは各券片が通常の定期券サイズ

〔一番右側は当社発行控え〕

(国際興業株式会社) 通学特別地区特殊定期券 No. 00000  様 歳・平成 年 4 月 1 日から 円 営業所・平成 年 月 日発行	(国際興業株式会社) 通学特別地区特殊定期券 No. 00000  様 歳・平成 年 7 月 1 日から 円 営業所・平成 年 月 日発行	(国際興業株式会社) 通学特別地区特殊定期券 No. 00000  様 歳・平成 年 10 月 1 日から 円 営業所・平成 年 月 日発行	(国際興業株式会社) 通学特別地区特殊定期券 No. 00000  様 歳・平成 年 1 月 1 日から 円 営業所・平成 年 月 日発行	(国際興業株式会社) 通学特別地区特殊定期券 No. 00000  円・平成 年 4 月 1 日 発行所 営業所・平成 年 月 日発行
--	--	--	--	--

<p>定期券使用上のご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乗車又は降車の際は必ず本券を乗員にハッキリと見せ置きます。 2. 乗降券が紛失した区域に本券で乗車の際は乗降券をお取りください。 3. 乗車の際は、当該乗降券の使用資格を有する証明書類を所持し、乗員よりその区域を定められた場合はお見せください。 4. 本券の乗降特別区域において、当該乗降券を乗車・区域等で使用できます。又、乗車資格区域を越えて乗降する場合は、乗り越しした区域に相当する普通乗賃をお支払いください。 5. 乗降特別区域で乗降のみをご利用の際は本券を乗員に提示し、併せて普通乗賃をお支払いください。 6. 本券は1名様であり、乗降期間中に他乗降の乗降券を使用したり、乗降特別事項に違反して使用したり不正乗車の手段として使用した場合は、本券片全てを無効として没収し、普通乗賃並びにこれと同額の加算乗賃をお支払いください。(乗降特別に準じます) 7. 乗降特別事項が印紙又は不明になった場合は責を替えてからご使用ください。(乗車専用) 8. 本券は紛失・盗難等による再発行はできません。 9. 払戻しを存する際は、乗降特別の証明書を必ずご持参ください。(乗車専用) 10. 乗降特別が印紙たり不明になった時は直ちに廃止してください。 11. その他乗降する事項については乗降案内に準じます。(国際興業株式会社) 	<p>定期券使用上のご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乗車又は降車の際は必ず本券を乗員にハッキリと見せ置きます。 2. 乗降券が紛失した区域に本券で乗車の際は乗降券をお取りください。 3. 乗車の際は、当該乗降券の使用資格を有する証明書類を所持し、乗員よりその区域を定められた場合はお見せください。 4. 本券の乗降特別区域において、当該乗降券を乗車・区域等で使用できます。又、乗車資格区域を越えて乗降する場合は、乗り越しした区域に相当する普通乗賃をお支払いください。 5. 乗降特別区域で乗降のみをご利用の際は本券を乗員に提示し、併せて普通乗賃をお支払いください。 6. 本券は1名様であり、乗降期間中に他乗降の乗降券を使用したり、乗降特別事項に違反して使用したり不正乗車の手段として使用した場合は、本券片全てを無効として没収し、普通乗賃並びにこれと同額の加算乗賃をお支払いください。(乗降特別に準じます) 7. 乗降特別事項が印紙又は不明になった場合は責を替えてからご使用ください。(乗車専用) 8. 本券は紛失・盗難等による再発行はできません。 9. 払戻しを存する際は、乗降特別の証明書を必ずご持参ください。(乗車専用) 10. 乗降特別が印紙たり不明になった時は直ちに廃止してください。 11. その他乗降する事項については乗降案内に準じます。(国際興業株式会社) 	<p>定期券使用上のご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乗車又は降車の際は必ず本券を乗員にハッキリと見せ置きます。 2. 乗降券が紛失した区域に本券で乗車の際は乗降券をお取りください。 3. 乗車の際は、当該乗降券の使用資格を有する証明書類を所持し、乗員よりその区域を定められた場合はお見せください。 4. 本券の乗降特別区域において、当該乗降券を乗車・区域等で使用できます。又、乗車資格区域を越えて乗降する場合は、乗り越しした区域に相当する普通乗賃をお支払いください。 5. 乗降特別区域で乗降のみをご利用の際は本券を乗員に提示し、併せて普通乗賃をお支払いください。 6. 本券は1名様であり、乗降期間中に他乗降の乗降券を使用したり、乗降特別事項に違反して使用したり不正乗車の手段として使用した場合は、本券片全てを無効として没収し、普通乗賃並びにこれと同額の加算乗賃をお支払いください。(乗降特別に準じます) 7. 乗降特別事項が印紙又は不明になった場合は責を替えてからご使用ください。(乗車専用) 8. 本券は紛失・盗難等による再発行はできません。 9. 払戻しを存する際は、乗降特別の証明書を必ずご持参ください。(乗車専用) 10. 乗降特別が印紙たり不明になった時は直ちに廃止してください。 11. その他乗降する事項については乗降案内に準じます。(国際興業株式会社) 	<p>定期券使用上のご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乗車又は降車の際は必ず本券を乗員にハッキリと見せ置きます。 2. 乗降券が紛失した区域に本券で乗車の際は乗降券をお取りください。 3. 乗車の際は、当該乗降券の使用資格を有する証明書類を所持し、乗員よりその区域を定められた場合はお見せください。 4. 本券の乗降特別区域において、当該乗降券を乗車・区域等で使用できます。又、乗車資格区域を越えて乗降する場合は、乗り越しした区域に相当する普通乗賃をお支払いください。 5. 乗降特別区域で乗降のみをご利用の際は本券を乗員に提示し、併せて普通乗賃をお支払いください。 6. 本券は1名様であり、乗降期間中に他乗降の乗降券を使用したり、乗降特別事項に違反して使用したり不正乗車の手段として使用した場合は、本券片全てを無効として没収し、普通乗賃並びにこれと同額の加算乗賃をお支払いください。(乗降特別に準じます) 7. 乗降特別事項が印紙又は不明になった場合は責を替えてからご使用ください。(乗車専用) 8. 本券は紛失・盗難等による再発行はできません。 9. 払戻しを存する際は、乗降特別の証明書を必ずご持参ください。(乗車専用) 10. 乗降特別が印紙たり不明になった時は直ちに廃止してください。 11. その他乗降する事項については乗降案内に準じます。(国際興業株式会社)
--	--	--	--

通常の通学1年定期券 (ばすく〜る365) 原寸



通学特別定期乗車券 No. 01-53-00919(00-00000)

飯能駅 湯の沢

23.04.01から

24 年 **3** 月末まで

205400円

23.06.17

コクサイテス 様 男

さいたま東営業所01

国際興業株式会社